

少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て支援新制度の施行 (2015年4月～)

2012（平成24）年に成立した子ども・子育て関連3法¹に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、2015年4月1日から本格施行された。

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て本部の設置（2015年4月～）

2015年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに「少子化社会対策大綱」の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である「子ども・子育て本部」を設置した。

〈2016（平成28）年4月〉

子ども・子育て支援法の改正 (2016年4月～)

2016年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設すると

もに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）の改正を行い、同年4月に施行された。

〈2016（平成28）年6月〉

ニッポン一億総活躍プランの策定 (2016年6月～)

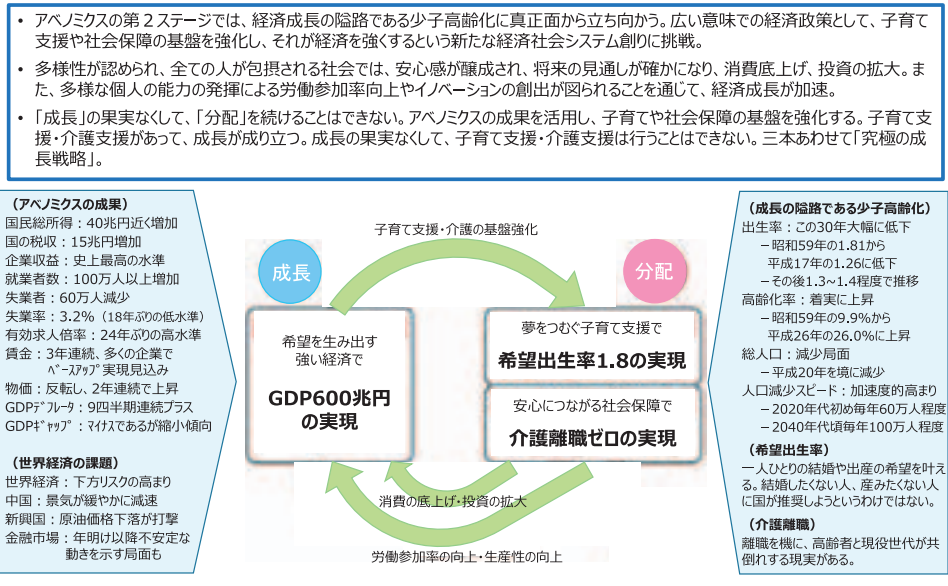
2015（平成27）年10月より、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催された。2016年5月、同会議において「ニッポン一億総活躍プラン」（案）が取りまとめられ、同年6月2日に閣議決定された。（第1-2-1図、第1-2-2図、第1-2-3図）

同プランにおいては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016年度から2025（平成37）年度の10年間のロードマップを示している。

結婚支援の充実に関しては、2016年10月より、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の

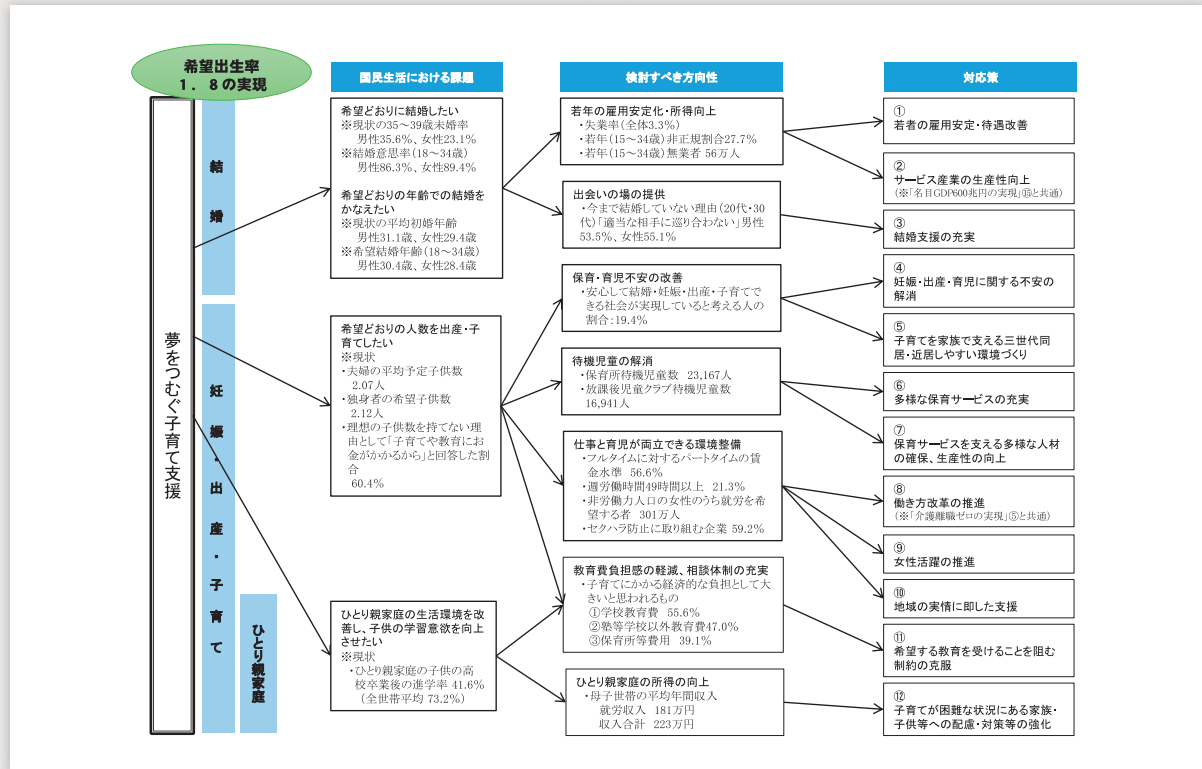
1 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）をいう。

第1-2-1図 ニッポン一億総活躍プラン（成長と分配の好循環メカニズムの提示）



資料：内閣官房資料

第1-2-2図 ニッポン一億総活躍プラン（「希望出生率1.8」の実現に向けた樹形図）



資料：内閣官房資料